

以下の令和6年度「生徒心得」を元に、生徒会が主体となり見直しを行い、6月の生徒総会にて全校生徒の承認を得て令和7年度の「生徒心得」を制定する。

令和8年度 生徒心得

私たちは音羽中学校の生徒であるという自覚のもとに自治と協同の精神によって、民主的な学校の実現をめざすとともに、人格の向上をはかり音羽中学校生徒としての誇りある生活を営んでいくために私たちの責任において次のことがらを守っていくように努めること。

○登下校について

- 1 登校、下校の際には十分交通規則を守り思わぬ災害をうけぬよう注意すること。
自転車による通学は学校の許可を受けた者に限る。通学時は道に広がらないよう留意すること。
- 2 毎日余裕をもって登校すること。
登校時刻 8時30分（8時25分予鈴）
下校時刻を守る（完全下校 17時）
- 3 登下校の途中では買い食いや、寄り道をしないこと。

○校内生活について

A 学習

- 1 始業のチャイムまでに着席し、静かに次の授業の用意をして待つこと。
- 2 学習中は正しい姿勢で臨み、勝手に自分の席を離れたり、他人の学習を妨害しないこと。
- 3 生徒は常に授業しやすい環境をつくるようお互いに心がけること。
(イ) 机、いすの整とんをすること。
(ロ) 黒板をきれいにすること。
(ハ) 紙くずを散らかさないこと。
(ニ) 窓を開けて換気すること。

B 休憩

- 1 10分間の休憩時間は、次の授業の準備にあてること。
- 2 昼休みについて
(イ) 運動場では場所をひとり占めせず仲良く使う

こと。

- (ロ) 校舎内では走ったり暴れたりしないこと。
- 3 昼食は自分の教室で楽しく食べるようにし昼食以外のものを持ってこないこと。
(イ) 立ち歩きながらものを食べないこと。
(ロ) 昼食時間（20分）は、外に出ないこと。
- 4 危険な遊びはしない。
- 5 用事のないところに立ち入らないこと。
- 6 下校時までの外出は原則として認めない。

C その他

- 1 職員室、保健室へは特別な用事のない限り出入りしないようにすること。
- 2 所持品には必ず学年、組、氏名を書き学校に不必要な物品を持ってこないようにすること。
- 3 金銭や、物品を拾ったり紛失したりした時はすぐに届け出ること。
- 4 友人と金銭や物品の貸し借りはしないこと。
- 5 校舎、校具を傷つけたり壊した時は、すぐに担任に報告し、直せるものは直すこと。
- 6 校舎、校具は大切に扱い落書きはしないこと。
- 7 みだりに火災報知機や電気、放送の機器・器具等にふれないこと。
- 8 地震・火災・台風等の発生した時は、あわてず先生に指示に従ってすばやく行動すること。

○服装について

- 1 服装は常に清潔にし、標準服「ブレザー、ズボン、スカート、ポロシャツ（指定のもの）」を着用することを原則とする。
・夏服、冬服の時期の指定はしない。
・指定のセーター、ベストについては、各自で考えて着用してもよい。
・登下校時には、運動靴をはき、校舎内、体育館では所定の上靴を使用すること。
- 2 ボタンは第2ボタンまでしめること。なお、式辞の際は、第1ボタンまでしめること。
- 3 髪や服装にアクセサリ等を付けないこと。
- 4 冬期の防寒着についてはブレザーを着た上で着用すること。校舎内では着用しないこと。
- 5 その他、華美な服装は避けること。

服装についての詳細

高校入試や就職活動に対応できる身だしなみを基準とする。

上着（指定のブレザー）…加工しない。

シャツ（指定のポロシャツ）…校章つき

肌着兼用Tシャツ（白、黒、紺、グレー、ベージュの無地もしくはワンポイント可）…ポロシャツを通して模様が見えるものは不可。

頭髮（パーマ、脱色等の加工をしない）…整髪剤は、見た目にもあまりにも固めているものは不可。ゴムの色、ヘアピンの色は、黒・紺・青・茶を基調とする。その他、飾り付き、カチューシャやリボン、シュシュ等は不可。

ベスト・セーター（指定のベスト・セーター）

ズボン（指定のズボン）…加工は不可。

スカート（指定のスカート）…丈が短すぎたり、長すぎるものは不可。（ひざ頭が隠れるぐらいの長さが好ましい）ズボン可。

靴 下…白、黒、紺、グレー、ワンポイント可、ライン可。但し、くるぶしまでの靴下の色は華美でないもの。ルーズソックスは不可。

タイツ、レギンス、スパッツは黒、ベージュのみ可。ただし、体育の授業には着用しない。

運動靴…体育の授業に適した靴。厚底等、運動に適さないものは不可。

持ち物…学習に必要なものを持ってこない。

（例）携帯電話、カード類、ゲーム類、マンガ等
その他…マニキュア、トップコート、ペディキュア、ピアス、化粧、香水は不可。

○清掃美化について

- 1 清掃当番は責任をもって清掃を行う。
- 2 清掃用具は整頓して所定の位置におくこと。
- 3 紙くずは落とさないようにし、落ちているものは拾うようにみんなで心がける。
- 4 常に校舎、校庭の清掃美化につとめ、美しい学校を作るように努力する。

○校外生活について

校外での生活も中学生としての自覚をもつこと。家庭においては自らの役割を果たし、外出時は保護者の責任のもと行動する。社会的に認められないこと、危険なことはしない。

○諸届けについて

- 1 欠席・欠課はなるべく事前に担任に連絡すること。
- 2 家庭に不幸があった場合や感染症は発生した場合はすみやかに届け出ること。
- 3 欠席等の諸連絡は8時25分までにすること。
- 4 アルバイトは原則として禁止する。止むを得なく行うときは、届け出の内容が認められなければならない。
- 5 忌引き日数は次の通りとする。
両親……………7日以内
祖父母・兄弟・姉妹……3日 “
おじ・おば……………2日 “
いとこ・おい・めい……1日 “
- 6 JR運賃割引証（学割）が必要な時は、必要時の数日前に担任の先生から「学割申込書」を受け取り、必要事項を記入、押印し、担任の先生を通じて係の先生に申し出ること。（片道100kmを超える場合のみ）

即日発行はできないので、余裕をもって申し込むこと。

- 7 住所変更があった場合は、直ちに担任に届け出ること。